

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

購入に関する一般条件

第1条 最優先すべき一般条件

ヴァルトゲン・ジャパン株式会社（「買主」）及びその売主（「売主」）との間の一切の契約には、以下に記載する買主の「購入に関する一般条件」（「本購入条件」）のみが適用されるものとする。両当事者間の一切の契約、それらの変更及び付随契約は、書面による場合にのみ有効とする。売主が言及する自己の一般条件は、無効とみなされるものとする。本購入条件は、買主が、これと矛盾する売主側の一般条件を認識しているにも関わらず売主による製品又はサービスの引渡しを受領した場合又は対価の支払いを行った場合においても適用されるものとする。本購入条件は、新たな購入条件が効力を生じる時点まで、売主より買主が購入する全ての商品に係る将来の引渡し及びサービスにも適用されるものとする。

第2条 注文

- 2.1 供給契約（注文及び応諾）及び解約申出並びにそれらに対する追加及び変更は、書面によるものとする。注文及び解約申出は、電気通信にて行うことができる。
- 2.2 売主が、注文を受けてから3週間以内にこれを応諾しない場合、買主は、当該注文を取り消すことができる。解約申出は、売主がこれを受領してから遅くとも、2週間以内にこれを拒否しない場合、解約の効力を生じるものとする。
- 2.3. 買主は、売主に合理的に期待できる範囲において商品の構造及び設計の変更を要求することができるものとし、その場合、当該変更の結果（とりわけ、関連費用の増減及び引渡しに関する期限）について、相互間で適切に取り決めを行うものとする。
- 2.4 いかなる形態の費用見積り及び申込みも拘束力を有し、かつ無償とする。

第3条 支払い

- 3.1 早期の引渡しを受領した場合であっても、支払期限は、当初合意した引渡日に基づくものとする。
- 3.2 引渡しに欠陥がある場合、買主は、注文が適切に実行されるまで、当該欠陥のある引渡しの価額に比例して支払いを留保する権利を有するものとする。
- 3.3 売主は、買主の書面による事前承諾なしに、買主に対する売掛金を譲渡したり、第三者にそれを回収させてはならないものとする。但し、買主は、かかる承諾を不当に拒否してはならないものとする。延長された所有権留保の場合、当該承諾は与えられたものと見なされるものとする。
- 3.4 価格は、買主の同意なしに変更してはならないものとする。

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

- 3.5 別段の定めがある場合を除き、買主は、商品の受領後14日以内においては3%割引後の価格にて、また30日以内においては正味価格にて購入代金の支払いを行うものとする。
- 3.6 別段の定めがある場合を除き、買主は商品の受領した月の翌々月15日に購入代金の支払いを行うものとする。
- 3.7 別段の定めがある場合を除き、すべての価格は、現在有効であるインコタームズの定めるところによる仕向地持込み渡し・関税込み条件（DDP）によるものとし、梱包費を含むものとする。当該価格は、消費税および地方消費税を含まないものとする。原材料に関する危険負担は、買主又はその権限ある受領者が規定の引渡場所にて商品を受領するまで、売主が負うものとする。

第4条 瑕疵に関する通知

買主は、一般的な条件下における通常の業務の過程において瑕疵を発見した場合、売主に対して直ちにかつ書面により通知するものとする。これに関して、売主は、瑕疵に関する通知の遅延に基づく抗弁を放棄する。

第5条 守秘義務

- 5.1 買主がアクセスを与える一切の営業又は技術情報（提供する品物、資料又はソフトウェアより知り得る特徴及びその他一切のノウハウを含む。）は、それらが公知とならない限り、また公知となる時まで、第三者に対して漏洩してはならない。当該情報は、買主に対する供給を目的として当該情報を使用する必要がある、売主自身の施設内における者であって、かつ守秘義務を課された者によってのみ利用され得るものとする。買主は、当該情報に関わる独占的所有権を留保するものとし、当該情報は、買主の書面による事前承諾なしに、買主に対する供給以外の目的に複製又は商業的に使用されてはならないものとする。買主が要求した場合、買主が提供した一切の情報（それらの複写又は記録を含む。）及び買主が貸与した一切の品物は、その全部が直ちに買主に返却されるか、破棄されなければならないものとする。買主は、当該情報に関わる一切の権利（著作権及び特許権、実用新案などの産業財産権を登録する権利を含む。）を留保する。当該情報が、第三者により買主にアクセス権が付与されたものである場合、当該権利留保は、当該第三者の利益のためにも適用されるものとする。
- 5.2 買主が作成した書類（図面、雛形、フォーム、ダイス型など）若しくは買主の秘密情報に基づき、又は買主の工具若しくはその複製品を用いて製造された製品については、売主は自己のためにこれを使用してはならず、又は第三者に提供若しくは供給してはならないものとする。これは、買主の印刷注文についても準用する。
- 5.3 売主は、下請け業者に対しても、適宜守秘義務を課すものとする。

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

- 5.4 各契約当事者は、他方当事者の書面による事前の承諾がある場合を除き、相互の取引を宣伝目的に利用してはならないものとする。

第6条 引渡日及び期限

注文書にて指定された引渡日及び期限は、拘束力を有するものとする。すべての引渡日及び期限は、買主による商品（一切の必要書類を含む。）の受領に関する引渡日及び期限をいう。「工場渡し条件」による引渡し規定されていない場合、売主は、通常の運送時間を考慮した上で適時に当該商品を提供しなければならないものとする。

売主は、引渡しに関する証明を提示することを要求される場合がある。

買主は、早期に引き渡された商品を返送する権利を留保する。このために発生する追加費用は、売主が負担するものとする。売主は、引き続き、当該商品を適時に引き渡す義務を負うものとする。

第7条 引渡しの遅延

- 7.1 売主は、買主に対して、引渡しの遅延に起因する一切の損失について責を負うものとする。
- 7.2 売主は、別段の定めがある場合を除き、買主に対して、引渡しを遅延した日数につき、注文金額の年率14.6%（1年を365日として日割計算を行う。）の遅延損害金を支払うものとする。
- 7.3 買主は、実際の損害額がより高額であった旨を証明できる場合、かかるより高額の損害額につき損害賠償を請求する権利を留保する。
- 7.4 買主は、遅延した引渡し又は履行を無条件に受領した場合であっても、遅延した引渡し又は履行について損害賠償を請求する権利を放棄したものと見なされないものとする。

第8条 不可抗力

不可抗力、労働争議、市民暴動、公的措置又はその他の予測不可能、不可避かつ重大な事由が生じた場合、契約当事者らは、当該事由が継続する期間につき当該事由により影響を受ける限度において、履行義務を免除されるものとする。これは、かかる影響を受ける当事者が、当該事由の発生時において既に債務不履行に陥っている場合においても適用されるものとする。各当事者は、合理的に期待できる範囲において、直ちに必要な情報を提供し、各当事者の債務内容を、誠意を持って状況に適合させるものとする。

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

売主は、必要な場合、注文に対する不可抗力事由の影響について証拠を提供しなければならないものとする。

第9条 品質及び文書化

- 9.1 売主は、引渡しについて、一般に認められた工業基準、安全性、事故防止及び従業員の保護に関する規則、産業医療の基準、規定の技術仕様並びに顧客保護規則に従わなければならないものとする。すべての必要な安全規則は、買主により、各出荷の時点までに、書面により提供されるものとする。商品には、買主の書面による事前同意なしに変更を施してはならないものとする。
- 9.2 売主及び買主との間に検査の内容、手段、方法及び程度に関する明確な取り決めがない場合、買主は、売主の要求に応じて、当該商品に適用する必要がある検査技術の水準を決定するために、自己のノウハウ及び能力の範囲内にて、売主と検査について協議するものとする。
- 9.3 さらに、技術文書に関しては、売主は文書化しなければならない商品の特徴について検査を行った時期、方法及び実施者並びに必須の品質検査の結果について、個別の記録を保管しなければならないものとする。当該検査記録は、10年間保管されるものとし、要求があった場合には買主に提出されるものとする。売主は、法が定める範囲で、自己の供給業者に同様の義務を課さなければならないものとする。
- 9.4 当局が、特定の要件との適合性を確認すべく買主の生産過程及び検査記録の調査を命じた場合、売主は、買主の要求に応じて、当該当局に対して自己の施設における同様の権利を付与し、合理的な協力を行うことに合意する。

第10条 保証

- 10.1 引渡しの受領は、出荷品に瑕疵がなく、それらが正確、完全かつ実用的である旨を確認すべく実施される検査の結果が判明するまで留保されるものとする。
- 10.2 本購入条件に別段の規定がある場合を除き、原材料及び権利の瑕疵に関しては、所定の法規定が適用されるものとする。
- 10.3 引渡しに欠陥があった場合、買主は、原則として、買主が選択する形式による補償行為を要求する権利を有するものとする。
- 10.4 売主が、瑕疵の是正に関する要求を受けた後、直ちに当該是正を開始しなかった場合で、かつ、緊急の場合（とりわけ、差し迫った危険又はより大規模な損失若しくは損害を回避するために必要な場合）には、買主は、売主の費用負担にて自ら、又は第三者を介して当該瑕疵を是正する権利を有するものとする。原材料の瑕疵に関する請求の出訴期限は、商品の試運転若しくは交換部品の設置から24ヶ月後、又は買主に対する引渡しから30ヶ月後のいずれか遅い時点に満了

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

- するものとする。但し、当該商品が、慣習的な使用に従って建設に用いられていた場合で、当該建設の瑕疵を惹起した場合はこの限りではない。
- 10.5 さらに、権利の瑕疵があった場合、売主は、第三者による既存の請求につき、買主を補償するものとする。権利の瑕疵に関する請求の出訴期限は、10年が経過した時点で満了するものとする。
- 10.6 供給された商品の一部であって、瑕疵に関する買主の請求の出訴期限内に修理されたものについては、出訴期限は、補償行為に関する買主の請求を売主が完全に満たした時点で更新されるものとする。
- 10.7 売主は、契約対象商品の引渡しにおける欠陥に起因して買主が被る一切の費用（とりわけ、運送費及び運賃、人件費、材料費又は通常以上に広範に行われる納入品の検査に関する費用）を負担するものとする。
- 10.8 売主より供給された契約対象商品における瑕疵を理由として、買主が、製造及び／若しくは販売した製品を回収した場合、又は当該瑕疵により買主が得る販売代金が減額された場合、若しくは買主に対して何らかの請求がなされた場合、売主は、それにより買主が被った損害を賠償する責を負う。この場合、買主は、瑕疵の是正について、通常であれば売主に付与しなければならない期間を、付与する義務を負わないものとする。
- 10.9 買主は、自己の顧客との間の取引について、当該顧客が買主に対して補償行為につき必要な費用（とりわけ運送費及び運賃、人件費、材料費並びに輸出入税）の補償に関する請求を書面により主張したことによって買主が被った費用の補償を売主に対して要求する権利を有するものとする。
- 10.10 第10.4項の定めに関わらず、第10.8項及び第10.9項に基づく買主の請求の出訴期限は、買主が、自己の顧客より主張された請求を満たしてから少なくとも2ヶ月経過後、かつ、売主による引渡しから5年以内に、満了するものとする。
- 10.11 危険負担移転後から6ヶ月以内に原材料の瑕疵が発見された場合、当該瑕疵は危険負担移転時に既に存在していたものと推定されるものとする。但し、当該推定が、当該商品又は当該瑕疵の性質と矛盾する場合はこの限りではない。
- 10.12 売主が見本を送付した場合、当該見本の内容は保証されたものと見なされるものとする。引き渡される商品は、当該見本と合致していなければならないものとする。当該商品が特注品（例えば、図面に基づいたもの）である場合、引き渡される商品が見本に優先するものとする。
- 10.13 売主は、品質保証システムを維持するものとし、要求があった場合はその証拠を提示しなければならないものとする。当該システムの性質及び範囲は、適切かつ最先端の水準であるものとする。売主は、供給品、生産方法及び資料について、供給契約に定める要求品質を完全に満たすことを約束する。
- 10.14 商品につき買主に対して第三者から請求が提起された場合には、売主は、買主が被った損害を補償するものとする。

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

第11条 製造物責任及び回収

- 11.1 売主は、第三者損害賠償責任保険及び製造物損害賠償責任保険を適切な金額にて付保することを約束する。商品の売主又はその指示に従って行為する第三者による引渡しの際に、自動車、鉄道車両若しくは船舶における使用若しくは設置が明白に意図されていた場合、当該保険は、自動車、鉄道車両、若しくは船舶の部品、付属品又は備品における欠陥を是正する措置も保証範囲内としなければならない。買主の更なる損害賠償請求権は、当該保険に影響されないものとする。
- 11.2 安全性に関する公的規制の違反に関する、又は日本若しくは外国の製造物責任規則若しくは法律に基づく請求が買主に対して主張された場合であって、当該損失又は損害が、売主により引き渡された商品における欠陥に起因する場合、その限度において、売主は、当該請求につき、買主を補償しなければならないものとする。但し、過失に基づく責任である場合、前文の規定は、売主の過失による場合にのみ適用されるものとする。売主は、当該損失又は損害につき責任を負う限りにおいて、立証責任を負うものとする。前記の場合における一切の経費及び費用（買主が、十分かつ適切な検討の上で講じることのできる法的措置又は回収行為の費用を含む。）は、売主が負担するものとする。これは、買主が、当該回収行為を講じるよう公共機関により義務付けられた場合、又は当該回収行為が買主に代わって第三者により行われた場合においても適用されるものとする。上記に別段の規定がある場合を除き、法の関連条項が適用されるものとする。

第12条 作業の実行

売主が雇用又は契約する者であって、買主の敷地内において契約の履行に関する作業を行う者は、買主の適用するすべての会社規則に従わなければならないものとする。買主は、当該敷地内においてかかる者に発生する事故について、当該事故が買主の法定代理人又は代理人による故意又は重大な職務懈怠に起因する場合を除き、責を負わないものとする。

第13条 原材料の提供

買主が提供する一切の原材料、部品、容器又は特別梱包の所有権は、買主に帰属するものとし、意図された目的以外に使用されてはならないものとする。原材料の加工及び部品の組立は、買主のために行われるものとする。買主の原材料及び部品を用いて製造された商品について、買主は、その提供した材料の価額の当該商品の総額に占める割合に比例して、当該商品の共同所有権を取得する。売主は、当該商品を善良なる管理者の注意を以って買主のために保管するものとする。

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

第14条 知的財産権

- 14.1 商品が契約の条項に従って使用される限りにおいて、売主は、知的財産権又はその申請権（以下、総称して「知的財産権」という。）に対する侵害につき、責を負うものとする。
- 14.2 売主は、当該知的財産権の使用に起因する一切の請求について、買主及びその顧客を補償するものとする。
- 14.3 各契約当事者は、知的財産を侵害している可能性を認識した場合、これを他方当事者に直ちに通知し、申立てられた侵害に対する請求に対抗すべく互いに協力することを約束する。
- 14.4 売主は、買主の照会に応じて、自己の又はライセンスされた、商品及びその応用物における公開及び非公開の知的財産権の使用について報告するものとする。
- 14.5 買主は、法律により認められる範囲内において、規定された使用方法に従い、かつ、契約上の使用に必要である範囲内において、供給された製品に付随する一切のソフトウェア（その付属書類も含む。）を使用する権利を有するものとする。この目的のためにコピーを作成することもできるものとする。買主は、明示的な合意がない場合においてもバックアップ・コピーを作成することができるものとする。

第15条 生産材料及び買主の秘密情報の利用

買主が売主に提供する、又は買主が費用を全額負担した、模型、マトリクス、ステンシル、雛形、工具及びその他の生産材料並びに秘密情報は、買主の書面による事前の同意なしに、第三者に対する供給を目的として使用されてはならないものとする。

第16条 一般条項

- 16.1 いずれかの契約当事者が支払いを停止した場合、又は破産手続き若しくは支払不能手続（破産、民事再生、会社更生及び特別清算手続を含むがこれらに限定されるものではない。）を申請した場合、他方当事者は、契約の未履行部分を解除する権利を有するものとする。
- 16.2 本購入条件又は当事者間で締結されるその他の契約のいずれかの条項が無効である場合、又は無効となった場合においても、当該契約のその他の条項は影響されないものとする。契約当事者らは、かかる無効の条項を、その経済的効果と極力類似する効果を有する取り決めと置き換える義務を負うものとする。
- 16.3 当事者間の契約関係は、抵触法及び国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）を除き、日本法のみ準拠するものとする。
- 16.4 履行地は、買主の登記上の所在地とする。引渡しについては、合意により別の履行地を指定することができる。

CLOSE TO OUR CUSTOMERS

- 16.5 売主及び買主との間の契約関係から生じる一切の法的紛争（為替手形又は小切手に関連する請求を含むがこれらに限定されるものではない。）については、買主の本店所在地を管轄する裁判所を単独かつ専属管轄裁判所とする。上記にもかかわらず、買主は、その自由裁量により、買主の登記上の所在地若しくはその支店又は履行地に対する一般的管轄権を有する裁判所において売主に対する訴訟を提起する権利を有するものとし、売主は、当該訴訟に応じる義務を負うものとする。